Ⅲ　生消交流と「有機」表示保証に関する調査報告

執　筆

１・３・５章　久保田　裕子
２章　谷口　吉光
４章　古田　睦美

1章　生消交流と「有機」表示保証に関する調査の目的と背景

久保田　裕子

1　生消交流と「有機」表示保証に関する調査の目的と対象

有機農業の拡大には、有機農業への消費者の理解を広げることと相まって、店頭などにある「有機農産物」「有機農業で作られた農産物」がわかりやすく表示・情報提示され、それへの信頼感が持てることも不可欠である。これらの有機農産物等は、農産物の「栽培過程」において、化学合成農薬・化学肥料を使わない方法で作られることを指すので、農産物自体の外見からは判別できないからである。しかも、農産物を食べた後でも判別はむずかしい。そのため、農産物が「有機」であることを消費者に示す何らかの手だてが必要となる。

店頭に並ぶ農産物の容器・包装に「有機JASマーク」を付け、「有機○○」と表示すること、そしてその表示の信頼確保のために、表示をする生産者（農家など）は、国（農林水産省）が認める有機JAS登録認定機関（第三者機関）により「生産行程管理者」としての認定を受けるという、この有機JAS検査認証制度は、「有機」表示のわかりやすさと信頼性確保のために採られてきた国のしくみである。

この制度は、発足してからすでに10年余り経過しているが（1999年に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の一部改正で導入、2000年施行、2001年完全施行）、全国の有機農業農家のおよそ3分の2は、この制度を使っていない。昨年公表された有機農業基礎データ調査（MOA自然農法文化事業団、2011年）によると、全国の有機農業の農家戸数は、約12,000戸（全国の農家戸数252万のうち、0.47％を占める）であり、そのうち、有機JAS認定取得農家は約4,000戸、有機JAS認定を取得していないが有機JAS農家と同等の有機農業の栽培方法をとる有機農家は約8,000戸であるという推計値が出されている。

日本では、周知のように1970年代初頭から「有機農業」という用語で社会的な広がりをもちながら今日に至る有機農業が取り組まれるようになり、この場合の「有機農業」という用語は、欧米で「オーガニック・ファーミング」「オーガニック・アグリカルチャー」「ビオ」という用語で取り組まれてきたものと同様の内容をもつものであるが、振り返って表示やその認証に関わる経過をみると、欧米が基準認証のしくみを指向して強化し、第三者認証を制度化してきたのに対し、日本における有機農業の歩みは、生産者（農家）と消費者が提携して、当事者同士がじかに話し合い、実際に見聞きする方法に重点を置いてきた。「顔のみえる関係」というフレーズがこうした活動から生まれたように、栽培方法などの取り決めをして継続的な取引を行い、流通経路を単純にするだけでなく、流通距離を縮め、じかに会って話したり、消費者が生産現場を訪ねたりする交流を重ねるなかで信頼関係を築くことで、商品表示に代わる広義の「情報」を伝達したり、表示についてはその信頼性を補強して

きた。日本では、このような「提携」（産消提携）の方法で1970年代から有機農業が始まると共に、その理念や方式を共有しながら有機農産物関係の流通が多様化してきた流れが強いこと、そしてまた、1960年代後半から70年代にかけて発足した安全・環境などに強い指向性をもつ共同購入方式の生協が有機農産物も取り扱うようになったことが、欧米で自然食品店・店舗型生協・スーパーマーケットを背景に発達した第三者による基準認証制度とは異なる原理の「生消交流による信頼構築」を追求してきた理由であろう。

だが、国際化への対応と一部国内からの動きにより、1993年には有機認証を想定したJAS法一部改正が行われ、さらに1999年のJAS法一部改正による有機JAS検査認証制度導入では、併せて「指定農林物資」制度も導入された。「有機農産物」「有機農産物加工食品」が指定されて、この用語を使用して商品表示するには第三者機関による認証が義務づけられたことから、後者の生消交流による信頼構築で表示の信頼性確保を行ってきた産消提携グループも対応を迫られた。

この対応については次節に譲るが、いずれにしても、「生消交流による信頼構築」による農産物の栽培方法等の認識・確認という手法による広義の情報伝達が一貫して行われており、多様な流通実態がある以上、「有機」表示の信頼性確保の手法は、第三者認証だけではないといえよう。

また、特記すべきことは、有機農業団体の国際的な連携組織である国際有機農業運動連盟（IFOAM）において、このような「生消交流による信頼構築」を原理として「有機」表示を保証していく「参加型有機認証」（Participatory Guarantee System PGSと略）の取組みが積極的に普及されていることである。

IFOAMは、「世界の有機農家の半分は、IFOAMがこれまで進めてきた“第三者認証”を採用していない。有機農業運動の出発点に立ち戻ろう。」「小規模農家にも手の届く有機認証のしくみを！」と、2004年4月、IFOAM副会長（当時）のピポ・レノルド氏（アルゼンチンの有機認証団体所属）がブラジル・トレス近郊に20カ国から40人を集めてオルタナティブな有機認定のしくみについての会議を開いた。ブラジル、ニュージーランドなどで進められている相互に確認しあう基準確認のしくみをはじめ、各国の資料が持ち寄られ、討議された結果、それらは多様ではあるが共通性があることがわかり、こうした「有機」の認証のしくみを「Participatory Guarantee System」（参加型保証システム）と呼ぶことに決め、その後も継続して検討するために作業グループが組織された。IFOAM理事会もこのようなタイプの認証の必要性を認め、その名称についても正式に「参加型保証システム」と決め、従来の第三者機関による認証制度と並ぶもう一つの方法であると位置付けた。2005年、IFOAM内にはPGS委員会が設置され、PGSの定義、ビジョン共有のための資料などがIFOAMホームページに掲載されており、2009年からは月刊『グローバルPGSニュース』が発行され（ウェブ上で取得可）、関連資料も充実してきている。

2011年9・10月には、韓国において第17回IFOAM世界大会が開催されたが、そこでも、南米、北米、アジア、豪州、アフリカ、EUなど各地域におけるPGSの取組みについて各分科会での報告が行われ、大きな関心が払われて実践に移されていることが明らかにされた。

そこで本調査では、このような「生消交流による信頼構築」による農産物の栽培方法等の認識・確認という手法により、広義の表示・情報提示を行っている取組みへの理解を深める一助として、次の事例紹介と関連事項の紹介を行う。

（1）「オーガニックフェスタ in あきた」における有機農家と消費者の信頼形成の試み（秋田県秋田市）

有機農業の交流・直売イベント「オーガニックフェスタ in あきた」（主催は有機農家と消費者から構成されるフェスタ実行委員会）は、2010 年 8 月に第 1 回が開催され、約 3,000 人の参加者があり盛況であった。2010 年には、22 団体・個人の野菜・果樹農家を含む 41 団体・個人が出展、来場者は約 4,000 人に上った。秋田県には有機 JAS 認証を取得している野菜農家がほとんどいないため、このフェスタでは有機 JAS 認証を取得していなくても有機農業で栽培された農産物を出展できる独自のしくみを考案し、有機 JAS や特栽の認証に代わる独自の方法「秋田方式」を 2 年間にわたり試行してきた。秋田方式は、①書類審査、②現地確認、③栽培カードの作成と提示、④農家自身による販売と消費者との対話という 4 つの手続き（ステップ）から成り立っている。同フェスタの副実行委員長として「秋田方式」の企画・実施に関わってきた当事者である秋田県立大学谷口吉光教授に報告していただいた。谷口教授は、2011 年 12 月 10・11 日に開催された第 12 回日本有機農業研究会学会においてもこのことを報告し、注目を集めた。

（2）生消交流と「公開確認会」――パルシステム神奈川ゆめコープの取組み（神奈川県）

パルシステム神奈川ゆめコープは、首都圏を中心に 1 都 8 県の 9 生協で約 100 万世帯に総合的な食料品の宅配事業を展開しているパルシステム生活協同組合連合会（以下、パルシステム）の会員生協の一つである。パルシステムは、1970 年代に各地で発足した食品の安全性問題や環境配慮に重きをおく生協の事業連合組織で、さまざまな食品を主に「産直」により取り扱っている。生協の理念である「人と人の助け合い」を原点に、「心豊かなくらしと共生の社会をつくる」を掲げ、産直事業についても、単に商品としての産品の安全性確保のためだけでなく、食料自給、持続可能な農業の発展、農山村の再生など幅広い目的のために行っている。その多様な取組みの中で、パルシステムは 1998 年、独自の「農薬削減プログラム」を実行に移した。特定の農薬から段階的に削減していく取組みで、このプログラムによる農薬・化学肥料の使用程度に応じて、農産物に「コアフード」（有機農産物）、「エコ・チャレンジ」（減農薬減化学肥料）という名称を付けて取り扱っている。この「農薬削減プログラム」の進捗状況の確認と「産地・生産者・栽培・出荷等の基準が明らかになること」を目指して取り組んでいるのが「公開確認会」である。

公開確認会は、生産者と消費者の交流により築かれる信頼関係づくりをさらに一歩進めるもので、お互いの“顔がみえる”だけでなく、畑の状況や栽培内容を実地で消費者（組合員）に明らかにし、さらに、客観的に評価する場を設けることで透明性・公開性・客観性を図りながら安全・安心、環境に関わる生産者の取組みを消費者（組合員）が一緒になって確認していく独自のしくみである。基準の認証自体でなく、むしろ「交流」に重点がある。公

開確認会は、特に消費者にとっては、農や食、環境を実地で体感し、感動する学びの場であり、生消の信頼ときずなを生み出している。

パルシステム神奈川ゆめコープの理事長を 2004 年から 2011 年まで務めた齋藤文子さんに、パルシステム及びゆめコープの生産者消費者交流事業、公開確認会を中心にお話を伺った。

（3）生消交流による相互理解の総合的取組み事例――NPO 法人食と農のまちづくりネットワーク・コラボ食堂を中心とした取組み（長野県上田市）

NPO 法人食と農のまちづくりネットワークは、地域の子育て世代の主婦たちを中心とした、消費者と生産者との日常的なつながりをつくる多様なプロジェクトを組み合わせた総合的な取組みである。その中心となるプロジェクトは、ファーマーズ・マーケットや農家によるワン・デイ・シェフによるコラボ食堂事業、地域の農産物を使い地域の食文化を伝えながら、加工品をつくり、商店街と連携して、地域の 6 次産業化を興す農産加工事業などであり、他に、食農教育活動、商店街での店舗事業、2011 年からは福島原発事故被災者有機農家の受入れも加わった。この NPO 法人食と農のまちづくりネットワークの取組みは、「直売所でもなく、マルシェでもない、新たな提携、地域に適合した農家支援のしくみをつくっていくために、『地域内フェアトレード』、『上田型 CSA』」と述べられているように、主婦層による単なる有機農産物の取扱いではなく、地産地消を軸にした地域の食と農に関わる総合的な取組みである。現在のところ、本調査の課題である有機農産物の表示についてのプロジェクトはないが、生消交流による信頼構築について、NPO による地域での総合的な取組みを行っている事例として注目される。

実際に企画・運営・活動に携わっている長野大学古田睦美教授に報告していただいた。

（4）国際有機農業運動連盟（IFOAM）が推進する参加型有機認証（Participatory Guarantee System）の理念と方法、取組みの動向

IFOAM は、第三者認証とは別の、生産者と消費者、関係者が一緒に参加して「有機」の栽培方法等を確認し、「有機」表示の信頼性を確保するための「参加型保証システム」（PGS）を推進している。

ここでは、この PGS への取組みの動向と、IFOAM ホームページに掲載されている PGS の定義と PGS の理念や方法について述べた 2 つの基本的な資料の翻訳資料を掲載した。なお、訳語については、PGS を直訳すると「参加型保証システム」となるが、これは IFOAM が推進するものであるので、明らかに「有機」に関する表示の認証制度である。そこで、直訳からはやや離れるが、その意図するところを明瞭に示すため、PGS ＝参加型有機認証制度という用語を使うことにした。また、文中では、同じ理由から、「有機」「有機農産物」「有機認定」等を補った箇所もある。原典は IFOAM ホームページ（http://www.ifoam.org）から入手できる。

２　生消交流と「有機」表示保証に関する調査の背景

前節で述べたように、1999 年の有機 JAS 検査認証制度導入に伴う産消提携グループなどの対応について、若干振り返って述べておこう。

この時は、併せて「指定農林物資」制度が導入され、「有機農産物」「有機農産物加工食品」が指定されて、この用語を使用して商品表示するには第三者機関による認証が義務づけられることになった。そのため、農産物に従来通り「有機農産物」であるとか「有機○○」という表示を付けるには、生産農家は有機 JAS 認証を取得することが必要になる。

そこで、有機農業提携グループを擁する県レベルの有機農業団体のいくつかは、自ら有機 JAS 登録認定機関になった（兵庫県有機農業研究会、熊本県有機農業研究会など）。新たに有機 JAS 登録認定機関でもある有機農業団体を発足させたところもある（鹿児島県有機農業協会、高知県有機農業研究会など）。有機農家・関係者が集まり、新たに認定機関を立ち上げたところもある（NPO 赤とんぼ、有機農業推進協会など）。いうまでもなく、これらの団体の個々のメンバーは、産消提携の取組みをやめたわけではない。技術水準や有機性保持の再確認をするためや、提携以外の一般店舗への出荷者で認証を必要とする農家のためであった。提携農家や提携消費者グループなどの多くは有機 JAS 認証は取得していないともいえる。

他方、認証制度に与しないで独自の基準による確認のしくみをつくり、今日でいえば参加型保証システムや二者認証の対応をしてきたのは、1960 年代後半から 70 年代に発足した安全・環境への志向性の強い「提携」「産直」を行う一部の生協である。たとえば、生活クラブ生協は、1993 年の生産方法についての JAS 規格導入時の JAS 法一部改正に反対していた。同生協は、「安全・健康・環境」生活クラブ 10 原則をつくり、農畜産物、加工食品や容器などについて独自の自主基準を提携生産者と消費者（組合員）が話し合って決め、それに基づく「自主管理監査制度」を 1997 年発足させた。これにより 1998 年度から、消費者（組合員）が参加する「おおぜいの自主監査」が実施されてきた。

東都生協は、1973 年の発足時から「産直」により、「いつ」「どこで」「どのように」育てられたかを明らかにすることをめざし、2001 年からは各地にある産直産地を対象とした「公開監査」を実施している。併せて、生産者と消費者が協同して 1987 年の「土づくり宣言」運動を立ち上げ、「土づくり基金」をつくって農家が有機農業への転換にも支援している。パルシステム生協は、特定の農薬から段階的に削減していく「農薬削減プログラム」を 1998 年から開始し、このプログラムによる農薬・化学肥料の使用程度に応じて農産物に「コアフード」（有機農産物）、「エコ・チャレンジ」（減農薬減化学肥料）という名称を付けて取り扱っている。同生協では、生産者と消費者の交流を通じて信頼関係を培う産直事業の一環として独自の「公開確認会」を行っている。

また、産消提携グループが数多く参加する日本有機農業研究会は、次のような対応を行った。

1999 年の JAS 法一部改正に対しては、それまでの反対もあり、議決時には、9 項目からなる付帯決議が決議された（参議院 1999 年 5 月 7 日）。「本法の運用に当たっては、次の事

項の実現に万全を期すべきである」とされたその付帯決議の項目の一つに、「四　有機食品の表示については、有機農家と消費者との間において信頼関係が保持されている有機農産物の流通実態に特に配慮すること」というものがあった。つまり、産消提携については認証義務を免除せよなどの要求が出されていたことを汲み上げた内容である。

JAS 法一部改正案が成立後、有機農家や消費者のあいだでそのような付帯決議の早急な実現についての声が出たことから、2000 年 2 月 17 日、農林水産省担当者との懇談会（「第 3 回 JAS 制度市民公聴会」、主催「食・農ネット」）が院内で開かれた。そこでは、提携団体の認証義務づけ除外の要望などが出されたが、農林水産省が考えた「提携への配慮」とは有機農産物等の名称の表示の規制対象範囲を明確にし、それ以外の範囲の情報提供であれば「有機」という用語を認定なしで使うのはかまわないという内容であった。その後、これを踏まえて日本有機農業研究会（提携と基準部）が農林水産省と折衝を行い、JAS 法上の有機農産物等の名称の「表示」の規制対象範囲と規制対象とならない「情報提供」の範囲を実際の「提携」活動で行われている野菜ボックスに入れるニュースレターやチラシ・パンフレット類などに即して整理し、公文書（照会）で確認した。

その内容は、有機 JAS 検査認証制度が実施に移される時に、農林水産省が 2000 年 11 月 20 日付で「有機農産物及び有機農産物加工食品の検査認証制度の円滑実施等について」と題する地方農産局長、都道府県知事宛に発出した食品流通局長通達にも掲載され、日本有機農業研究会会誌『土と健康』2000 年 6 月号にも掲載された（関連の記事は「JAS 法改正時の付帯決議その後（第 5 報）」『土と健康』2000 年 12 月号、『「有機農業に関する基礎基準 2000」と JAS 認証制度をめぐる動き』日本有機農業研究会、2000 年 8 月、所収）。

その後さらに、『有機農産物及び有機加工食品の JAS 規格のＱ＆Ａ』（農林水産省　消費・安全局　表示・規格課、最新版・平成 23 年 9 月）の問 146 に次のようなＱ＆Ａとして掲載されている。長くなるが、引用しておこう。

（問 146）日本農林規格に基づいて栽培した農産物を産消提携により販売したいと思いますが、有機農産物の認定生産行程管理者にならなければなりませんか。

（答）

産消提携を行っている場合であっても生産した農産物に「有機」の表示を行い販売する場合は有機農産物の認定生産行程管理者になる必要があります。

産消提携は、生産者と消費者の特別な信頼関係に基づいて行われている販売形態であり、商品の購入前・購入時に生産に関する幅広い情報の開示と交換が行われていると考えられます。このような場合は、既に商品（農産物）の生産に関する状況（有機農産物の日本農林規格に基づいて生産されたものであること等）について幅広い情報の開示が行われており、商品に対して「有機」と表示することができなくても特段の支障はないと考えています。

なお、商品及びその包装、容器、送り状以外のもの、すなわち商品を説明するパンフレット、注文書等については規制の対象になりません。

1　規制の対象となる表示

⑴ 指定農林物資に貼付された有機表示のシール
⑵ 指定農林物資を入れた容器、包装若しくは送り状（商品に併せて発給される納品書・仕切り書等のことをいう。以下同じ。）に付された有機表示
⑶ 陳列された指定農林物資について有機である旨を指し示す立て札の有機表示

2 規制の対象とならない情報提供

⑴ 新聞、雑誌、インターネット等の媒体における有機農産物を取り扱っている等の説明文（指定農林物資の写真やイラストを掲げそれが有機である旨を説明しているものを含む）
⑵ チラシ、パンフレット、ニュースレター及び看板における上記と同様の記載
⑶ 次週供給される物品の注文案内チラシにおいてどれが有機かを示す記載（写真やイラストを含む）
⑷ 注文書上においてどれが有機かを示す記載
⑸ 顧客が選択した後に、配送される野菜ボックスに入れられたニュースレター等であって、どれが有機野菜であるかが分かるよう説明した文書（引用以上）

要するに、JAS 法が規制しているのは、農産物の「容器・包装、及び送付状」（送付状とは、荷札、伝票などを指す）であり、そのほかの情報提供は（不当表示―虚偽、誇大、優良誤認などの不適切な（広義の）表示ではないかぎり）、行ってよいというものである。

一般に、有機農業の「提携」では、有機農家（生産者のグループ、生産者個人）と消費者（消費者のグループ、複数の消費者個人）は、じかに会って手渡すなどの方法により、特定の消費者への独自の流通を継続的に行っており、学習会・作付け会議・総会や農作業体験・援（縁）農・現地見学会・収穫祭などのさまざまな活動を通して、人と人との友好的つながり（有機的な人間関係）を築くなかで進められるので、農産物の栽培方法に関する幅広い情報がそうした消費者の間に伝わっている。

このように、産消提携の場合は、基本的には生産者から消費者に農産物がじかに手渡されるので、個々の農産物に特段に「有機」の表示をする必要はないであろうということである。2000 年時点でこのような通知が出されたが、ただし、その後の相次ぐ食品一般の偽装表示問題などによる JAS 法の規制的側面の強化もあって、提携有機農家であっても、情報提供の際に、「有機」という表現をしていない場合が少なくない。「化学合成農薬を使わない」「化学肥料を使わない」という情報提示にしている場合や、特別栽培農産物に関する表示ガイドラインによる同様の表記が使われる場合もあるようである。

「有機農業」や「有機農産物」という用語は、歴史的・社会的な経過を経て市民権を得て定着してきたものである。共通項は化学合成農薬・化学肥料を使わないということになろうが、有機農業は、それらを大枠で踏まえた上での総合的な農業を指している。「有機農産物 JAS 規格」は、そうした有機農業でつくられた農産物をより厳密に線引きして表示する場合の要件を規定したものといえるが、その認証方式に対しては、特に小規模の有機農家にとって、負担感・違和感が少なくないのが実情である。有機農業推進のためには、有機農家が安心して有機農産物であることを表示できるようにしていくことが緊急の課題であろう。

海外・国際的な動向をみても同様であり、基準認証への取組みについても、前述したように、「生消交流による信頼構築」を原理に据えたPGSを認める動きが沸き起こっている。

「提携」の取組みは、1970年代に始まり、その理念や方法を踏襲しながら多様化した流通を生み出し、有機農業を広げてきた。そのバリエーションとしては、宅配利用の主に有機農産物を取り扱う専門事業体、生協、食養・宗教など多様な団体による有機農産物等の流通をあげることができる。こうした多数の会員・組合員などのある程度特定された「消費者」に対しては、それぞれの活動や流通のしくみの中で農産物の栽培方法に関する幅広い情報が届けられていることが多い。

不特定多数を対象にした有機農産物の販売の場は、有機農業の発展と共に増えているが、ある程度の地域内に留まるものもある。たとえば、地域の朝市、小規模な地域の農産物直売所、農産物の販売を含むフェアなどの催しなど。また、前述のフェアなどイベントに含まれることが多いが、「提携」団体や生協、専門事業体・流通事業者などが会員以外の消費者に向けたイベントで農産物を販売するような場合もある。

このような生産者と消費者が信頼関係を構築できる可能性の高い場における有機農産物の表示・情報提示及び認証については、IFOAMのPGSの動向も踏まえた検討が必要な時期にきているといえよう。

２章　「オーガニックフェスタ in あきた」における有機農家と消費者の信頼形成の試み

谷口　吉光

１　はじめに

秋田県秋田市で、2010 年から年１回、有機農業の交流・直売イベント「オーガニックフェスタ in あきた」（以下、フェスタ）が開催されている。秋田県には有機 JAS 認証を取得している野菜農家がほとんどいないため、フェスタでは有機 JAS 認証を取得していなくても有機農業で栽培された農産物を出展できる独自の仕組みを考案し、２年間にわたって試行してきた。この仕組みは有機 JAS 認証制度に対するひとつの代案（オルタナティブ）といえるものであるが、「認証システム」（certification system）と呼ぶのはふさわしくないと考えているため、本稿ではフェスタにおけるこの仕組みを仮に「秋田方式」を呼ぶことにする。

本稿の目的は秋田のフェスタと「秋田方式」の概要を紹介することである。全国的に有機 JAS 認証の普及が頭打ちになっている現状を踏まえ、有機農業推進法の精神に基づいて有機農業を広げるために、有機 JAS を必要としない「秋田方式」の意義と可能性について注目していただければ幸いである。

なお筆者は有機農業を研究している秋田県立大学の教員であるが、フェスタの副実行委員長として「秋田方式」の企画・実施に関わってきた当事者であることをお断りしておく。

２　「オーガニックフェスタ in あきた」の概要

フェスタの開催を最初に考えたのは、秋田県の有機農業者が作る団体「秋田県有機農業推進協議会」（相馬喜久男会長、以下秋有協）であった。秋田県では有機 JAS を取得した農家、特に有機野菜農家の数はとても少ない。米どころということで有機 JAS 米を作る農家は大潟村を中心に約 120 名、面積約 800ha と全国屈指の取り組みを誇っているが、有機 JAS を取得した野菜農家はほとんど存在しない。

その原因としては、秋田県の農業が米偏重のため、そもそも

野菜農家が少ないという背景がある。またJA（農協）の力が強いために、農薬や化学肥料をまったく使わない有機農家を「変わり者」「異端児」として排除する風潮が強かったことも一因だっただろう。それに加えて秋田県庁も有機農業に対して消極的な態度であった。

しかし、秋田県には有機農業運動の長い歴史がある。1970年代に旧仁賀保農協（現JAしんせい）の佐藤喜作組合長が呼びかけた有機農業運動と自給運動は全国的に有名だし、大潟村には故郷津恒夫氏・故早津勘一郎氏らによる大潟村有機農業研究会の運動があった。現在は前述の秋有協のほかに、秋田県有機農業研究会（佐藤誠会長）や東北全体の有機農家のネットワークである東北有機農業推進協議会が活動している。

2008年に鹿児島県で初めて開催された「オーガニックフェスタ鹿児島」で1万人の来場者があったというニュースは、全国の有機農業関係者にとって大きな衝撃となった。有機農家が少ない上に相互の交流もほとんどないという秋田の現状を打破するために、県内の有機農家と消費者が一堂に集まる出会いの場としてフェスタをやってみたらどうかという機運が高まり、2010年8月21日に秋田で初めてのフェスタが開催された。主催は有機農家と消費者から構成されるフェスタ実行委員会であった。秋有協会長の相馬が実行委員長、私谷口が副実行委員長を務めた。幸い、初めてのフェスタには20団体・個人の野菜・果樹農家を含む30団体・個人が出展し、来場者も予想を大きく超える3,000人が足を運んでくれ、大成功といえる結果となった。「秋田でも有機農業に関心を持つ消費者がこれだけいる」ことがわかり、東北各地の有機農業関係者に朗報となった。2年目は2011年8月20～21日の2日間開催し、22団体・個人の野菜・果樹農家を含む41団体・個人が出展、来場者は約4,000人に上がった。

各地からの問い合わせに答えるため、フェスタの開催方法を記録した報告書を作成したところ、それを参考にして2011年には島根県と山形県でフェスタが開催され、それぞれ多くの来場者があった。このように秋田のフェスタは、県内のみならず全国のフェスタにも大きな影響を与えている(注)。

３　「有機」に関する基準の策定

有機野菜を栽培する農家が極めて少なく、有力な出荷団体も存在しない秋田県では、フェスタ開催以前には県内のどこに有機農家がいるかすら誰もわからない状況であった。そこでフェスタの出展基準については、実行委員会で何度も検討し、生産者の要望や地域の条件を考慮して、次のような独自の基準を作った。

①有機農業推進法に基づいて「有機」を「無農薬・無化学肥

料・遺伝子組み換え技術不使用」と定義した。
②有機農業に取り組む生産者を増やすために、将来有機農業をめざすという条件で、減農薬・減化学肥料栽培以上の農産物の出展も認めた。
③県内の有機農家のほとんどは有機 JAS 認証や特別栽培認証を取得していないと想定されたため（調べてみると実際にそうだった)、有機 JAS や特別栽培の認証取得を出展条件としなかった。
④畜産物については、有機 JAS に規定されている「有機畜産物」が県内で存在しないことを踏まえ、「自給飼料を一定以上使っていること」という独自条件とした。
⑤加工食品や総菜・料理については、有機 JAS に規定されている「有機加工食品」が県内で存在しないことを踏まえ、主たる原料が有機農産物であることを条件とした。

４ 「秋田方式」の概要

前述のように、秋田では有機 JAS や特栽の認証を出展条件にしないことにした。そのため、農家が出展する農産物が本当に有機栽培（あるいは特栽）かどうかを確認することが必要であった。実行委員会で議論して、有機 JAS や特栽の認証に代わる独自の方法「秋田方式」を考案した。秋田方式は①書類審査、②現地確認、③栽培カードの作成と提示、④農家自身による販売と消費者との対話という４つの手続き（ステップ）から成り立っている。

(1) 書類審査

出展募集チラシに出展条件を明記し、チラシ裏の「出展申込書」で申し込んでもらうことにした。実行委員会のメンバーで選考委員会を作り、申込書に書かれた内容をもとに書類審査を行った。書類審査で出展を断った例としては、水耕栽培や、天然の山菜やキノコを採取して出展したいという例があった。

(2) 現地確認

書類審査をパスした出展希望者の圃場を訪問し、本人と会い、圃場を視察し、話を聞いて、農薬と化学肥料の使用の有無、それと認証を取っているかどうかを確認し、採否を決定した。この手続きを「現地確認」と呼んでいる。現地確認には、実行委員のなかから有機農家、研究者と消費者が参加した。

記入用紙を用意して、実行委員の前で、出展者に、出展する農産物の名前、栽培に使用した農薬と化学肥料の有無、認証の有無をひとつひとつ確認しながら用紙に記入していく（用紙の現物は図１を参照)。実際の大きさは A4。用紙は農産物と加工食品、料理・惣菜の３バージョン作成した。それが終わると、最後に「以上の通り相違ありません」と、用紙の下に出展者に署名をしてもらった。以上の手続きをもって、実行委員会は「出展者の申告は事実に相違ない」と信用することにした。

図１　出展物の栽培記録（農産物）

オーガニックフェスタ in あきた 2010
出展物の栽培記録（農産物）

作物名	肥料	農薬	認証の有無	備考

以上の通り相違ありません

年　　月　　日

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「秋田方式」の現地確認は有機 JAS の現地審査とはかなり違う。まず「専門の研修」を受けた有機 JAS の検査員ではなく、有機農家と研究者と消費者が出向く。これは、いわゆる「有機 JAS の専門家」でなくても、複数の一般市民の目によって農薬や化学肥料の使用の有無を判断できるという考え方に基づいている（中島紀一氏らの「公開監査」を参照）。

特に経験を積んだ有機農家なら、圃場を見て農家の話を聞けば、農薬や化学肥料を使っているかどうかだいたい判断できると考えた。

それに加えて、人間的な信頼の問題がある。フェスタの実行委員がわざわざ何人も自分の圃場に来ているのだ。その人たちの前で、農薬と化学肥料の有無を答え、「相違ありません」と署名して、なおウソをつくような農家がいるだろうか。「秋田方式」では、そんなウソまでついて有機農業をやる農家はいないだろうと想定している。

まして、フェスタは秋田県内のローカルなイベントである。仮にウソをついたとしても、地域の噂になってばれてしまうに違いない。「秋田方式」の実効性はそうした地域の「目」を前提にして成り立っている面がある。

そのような条件をふまえて、「現地確認」では出展者を信用するところからスタートしている。「現地審査」ではなく「現地確認」という言葉を使ったのもそのためである。「私たちは基本的に出展者を信用する。現地を見て、出展者の言っていることが正しいことを確認するのだ。最初から疑って審査するのではない」という気持ちを込めているのである。

実際、幸いなことに、これまで現地確認をしたあとに出展を断らなければならなかった農家は１人もいなかった。私たちの考えはまず間違っていなかったと思っている。

(3)　栽培カードの作成と提示

「秋田方式」の３番目のステップは、現地確認で記入した用紙を清書して、「栽培カード」を作成し、フェスタ当日の出展者ブースに提示することである。「栽培カード」の記入例を図２と３に示した。実物はカラーで、サイズは A4 である。図２は完全無農薬・無化学肥料栽培で、有機 JAS 認証を取ってないことを表している。図３は、農産物によっては、有機

JAS 認証を取得していることや減農薬や減化学肥料のものもあることを示している。このように品目別に細かく表示できるのが栽培カードの特長である。

図２　栽培カードの例

オーガニックフェスタ in あきた 2011

出展物の栽培方法（農産物）

○○農園

作物名	化学肥料	農薬	認証の有無	備考
キュウリ	なし	なし	なし	
ジャガイモ	なし	なし	なし	
ゴマ	なし	なし	なし	
お米	なし	なし	なし	

※オーガニックフェスタ in あきた 2011 では、有機農業に取り組む生産者を増やすために、将来有機農業に取り組むという条件で減農薬・減化学肥料栽培以上の農産物の出展を認めています。

※有機ＪＡＳについては、この条件を満たす野菜・果物・加工食品・畜産物等は秋田県内にほとんど存在しないためフェスタでは有機 JAS を出展の条件にはしていません。

※フェスタ実行委員が事前に生産者に栽培方法等を確認しています。来場者の皆さんは、このパネルをご覧になり、生産者の説明を聞いて納得した上で購入して下さい。ご質問があれば総合受付までお問い合わせ下さい。

図３　栽培カードの別例

オーガニックフェスタ in あきた 2011

出展物の栽培方法（農産物）

○○農園

作物名	化学肥料	農薬	認証の有無	備考
米	なし	なし	あり	JAS 有機認証
ニンニク	1／2以下	なし	なし	
タマネギ	1／2以下	1／2以下	なし	

ところで、カードの下に小さな字で次のような但し書きがある。

※オーガニックフェスタ in あきた 2011 では、有機農業に取り組む生産者を増やすために、将来有機農業に取り組むという条件で減農薬・減化学肥料栽培以上の農産物の出展を認めています。

※有機 JAS については、この条件を満たす野菜・果物・加工食品・畜産物等は秋田県内にほとんど存在しないためフェスタでは有機 JAS を出展の条件にはしていません。

※フェスタ実行委員が事前に生産者に栽培方法等を確認しています。来場者の皆さんは、このパネルをご覧になり、生産者の説明を聞いて納得した上で購入して下さい。ご質問があれば総合受付までお問い合わせ下さい。

この但し書きからわかるように、「栽培カード」は現地確認の結果をそのままフェスタに来た消費者に伝えるとともに、フェスタの考え方を消費者に伝える目的で作ったのである。

前述したように、現地確認が終わった段階で、フェスタの実行委員会は出展者の申告を信用することにしたが、フェスタに来る消費者は現地確認をしていない。現地の経験を共有していない消費者に、実行委員会の信用をそのまま押しつけることはできないと私たちは考えた。そこで、実行委員会の考え方と現地確認の情報をそのまま消費者に提供し、その上で出展者を信じるか信じないかは消費者の判断に任せることにしたのである。「栽培カード」下の但し書きはそのことを表している。

(4) 農家自身による販売と消費者との対話

「秋田方式」の最後のステップは、フェスタ当日に農家自身が直接来て販売することである。このことは出展者募集チラシに「原則として作った人が直接販売すること。委託や仕入れは認めません」と文章で示してある。フェスタを通じて農家と消費者の信頼形成をするためには、両者が直接顔を合わせて交流することが不可欠な条件だと私たちは考えている。

農家は自分が育てた農産物だから、消費者に質問をされても自信を持って答えることができる。消費者も農家の顔を見て、人柄をある程度知って、説明を十分に聞いて、納得した上で買うことができる。このような当事者同士の対話と交流を通じて、人間と人間の信頼関係を形成することがフェスタにとってなくてはならない条件である。

また「秋田方式」では、このような手続きを通じて、出展者の申告を信用するかどうかを消費者の判断に委ねている点も強調しておきたい。

5 「秋田方式」の評価

フェスタには2010年1日で3,000人、2011年には2日間で4,000人と予想を超える来場者が訪れたが、幸い「有機」の表示や生産者の説明をめぐるクレームやトラブルは一切なかった。また、2011年にはフェスタの来場者と出展者にアンケート調査を行い、秋田方式によって消費者から一定の信頼が得られるという結果を得た（紙数の関係で省略）。これらのことから、有機JAS認証がなくても、「秋田方式」によってフェスタにおいて有機農業で栽培された農産物の販売が可能であること、および消費者から一定の信頼は確保できることが例証されたと考えている。

注

フェスタの詳細については、2010年報告書『オーガニックフェスタ in あきたは、こうして始まりました』と、2011年報告書『秋田発！ オーガニックフェスタをはじめよう』を参照。

（たにぐち・よしみつ　秋田県立大学地域連携・研究推進センター教授）

３章　生消交流と「公開確認会」―パルシステム神奈川ゆめコープの取組み

久保田　裕子

１　はじめに

「パルシステム神奈川ゆめコープ」（以下、ゆめコープと略）は、首都圏を中心に１都８県の９生協で展開するパルシステム生活協同組合連合会（以下、パルシステムと略）の会員生協のひとつで、会員約 25 万３千人（2011 年）に対し、総合的な食料品の宅配事業（事業供給高約 423 億円（2011 年））を行っている生協である。パルシステムは、1970 年代に各地で発足した食品の安全性問題や環境配慮に重きをおく生協の事業連合組織で、牛乳、無添加ハム・ソーセージの製造に始まり、米、野菜、調味料、その他加工食品など、安全・環境配慮のさまざまな食品を主に「産直」活動により取り扱っている。パルシステムは、ゆめコープなど会員生協を併せると、全体の組合員総数は約 130 万人、約 100 万世帯に宅配事業を行っている。

パルシステムは、産直を、「生産者と消費者の交流を通じて、共に創る運動」と規定している。パルシステムは、生協の理念である「人と人の助け合い」を原点とし、その理念に、「心豊かなくらしと共生の社会をつくる」を掲げている。産直事業は、単なる産地直送では決してなく、さらに単に商品としての産品の安全性確保のためだけでもなく、「日本の食糧自給による安全保障、農山村の高齢化・後継者不足、農薬使用による環境負荷、そして食の安全性等、農業を取り巻く諸問題は、単に産地だけのものではなく、産品である食料を購入する消費者自身の問題でもある」として、消費者（組合員）の積極的な関与を喚起してきた。

そのためパルシステムは、産直を「農産物・食料の流通・加工をめぐる矛盾を体験的に明らかにする社会的な実践運動」と位置づけ、「持続可能な農業の発展に貢献すること」「食料の自給・安全・安定の実現」「相互がパートナーとして対等・平等の関係になること（交流・情報開示・仲間づくり）」「産地・生産者・栽培・出荷等の基準が明らかになること」をめざして取り組んでいる。（パルシステム生活協同組合連合会ホームページ、「食と農をつなぐ産直（産直への取組み）」による。）

本章は、ゆめコープの理事長を 2004 年から 2011 年まで務めた齋藤文子さんに、パルシステム及びゆめコープの生産者消費者交流事業、公開確認会を中心にしたヒアリングの記録である。併せて、資料により補ったところもある。

ヒアリング　　2010 年 10 月 22 日、2012 年２月７日
齋藤文子さん（2004 年～ 2011 年　パルシステム神奈川ゆめコープ理事長）

２　消費者の産直交流の概要

ゆめコープの沿革は、1975 年に発足したけんぽく生協、1984 年に発足した川崎市職員生協（その後、1995 年から生協ゆい発足）が 2000 年にゆめコープとして発足したもので、2006 年にパルシステム神奈川ゆめコープと名称変更した。加盟するパルシステム生活協同組合連合会は、発足は、1977 年「首都圏生活協同組合事業連絡会議」による共同仕入れにさかのぼる。畜産事業と無添加ハム・ソーセージ製造事業を起こし、1986 年には「せいきょう共同事業センター」を開設し、その後名称を「首都圏コープ事業連合」として供給活動を行い、1989 年に、「生活協同組合連合会　首都圏コープ事業連合」として生協法人認可を受けた。2005 年に名称を「パルシステム生活協同組合連合会」と変更して今日に至っている。

首都圏の９生協において、約 100 万世帯に食料を供給するパルシステムは、「100 万人の食づくり運動」として産直交流と地域参加（地域づくり）に積極的に取り組んできた。2010 年 11 月に使った発表資料（パワーポイント）から、次にレジメを掲げておこう（齋藤文子氏提供）。

◎パルシステムの産直と交流

（1）食と農をつなぎ「いのち」と「環境」を守る

１）産直４原則

①生産者・産地が明らかであること

②生産方法や出荷基準が明らかで生産の履歴がわかること

③環境保全型・資源循環型農業を目指していること

④生産者と組合員相互の交流ができること

２）産直３つの価値

①安全・・・・・・「いのち」を支える食だから

②おいしい・・・・食卓を笑顔と感謝で満たす

③つなげる・・・・「農」と「暮らし」を未来に手渡す

３）公開確認会

①農産物を食べる人が　栽培方法や安全性への取り組みを
　　直接確認する独自のしくみ

② 90 産地以上で実施、3390 名の組合員が参加

③ 2600 名が監査人講習会受講

４）生物多様性

　生き物調査

（2）耕畜連携で食料自給率を高める

・「日本のこめ豚」　・「玄米たまご」　・「こめ鶏」

（3）地域ぐるみの産地協議会（連合会・会員生協と、全国で 13 か所）

・海を守るふ～どの森づくり野付植樹協議会
・恩名村美ら海産直協議会　　・JA ささかみ食料と農業に関する推進協議会
・小田原食と緑の交流推進協議会　　・花巻食と農の推進協議会
・宮城みどりの食と農の推進協議会　など

(4) 畜産産直協議会

・ノーザンびーふ　　・までっこチキン　　・山形コープ豚　　・首都圏とんトン

(5) 100 万人の食づくり運動

パルシステム商品を利用すると、産地と食卓と、未来がつながる
産直プロジェクト 11
・「産直原料」　・「もったいない」　・「ごはんもう一杯」　・「生物多様性」
・「フードマイレージ」　・「地球温暖化防止」　・「産直交流」　・「森林里山再生」
・「植樹」　・「珊瑚の森づくり」　・「耕畜連携」

(6) 100 万人の行動計画

・「予約登録米」　・「産直いきいき品質」　・「産直おいしさ品質」

パルシステムの産直は、前述のように、単なる産地直送ではなく、「生産者と消費者が交流を通じて、共に創る運動」であり、「農産物・食料の流通・加工をめぐる矛盾を体験的に明らかにする社会的な実践運動」であることから、このレジメにみられるように、農業・農村の全般の状況を踏まえたさまざまな活動を行っている。

特に、貿易自由化を進めるガット・ウルグアイラウンドの包括的な協定を日本が受け入れた後に制定された食料・農業・農村基本法（新農業基本法、1999 年）を機に、2000 年にパルシステム独自の新農業政策を策定、パルシステム内に新農業委員会を設置して、食料自給率の向上に向けた活動に力を入れるようになった。前後して「農薬削減プログラム」が 1998 年から始まった。後述するが、特定の農薬から段階的に削減していくプログラムである。このプログラムによる農薬・化学肥料の使用程度に応じて、パルシステムは農産物に「コアフード」（有機農産物）、「エコ・チャレンジ」（減農薬減化学肥料）という名称を付けて取り扱っている。

ゆめコープでは、生産者と消費者（組合員）の交流事業として、「小田原食と緑の交流推進協議会」「花巻食と農の推進協議会」「宮城みどりの食と農の推進協議会」を作り、都市住民と産地との交流を行っている。次に、「小田原食と緑の交流推進協議会」の活動を中心に、生産者消費者の交流事業をみてみよう。

3　地域参加の事例――小田原食と緑の交流事業の展開

この生消交流事業は、「農業者と都市生活者が、共に暮らしの中の課題を解決し、豊かな地域社会を作る」ることを目的とし、①持続可能な農業・社会・地域⇒地域循環型・環境保全型農業の推進、②商品開発・流通⇒独自ブランド商品開発、地域ブランド、異業種との協働（地域クラスター）、③地域再生（コミュニティー、農、伝統）、④グリーンツーリズム、

⑤半農半X、⑥教育⇒食育・環境・歴史・文化に貢献することをめざすものである。

具体的には、神奈川県小田原市において、「小田原食料と農業に関する基本協定」を、①（農事組合法人）小田原産直組合（ジョイファーム小田原)、②パルシステム神奈川ゆめコープ、③パルシステム生協連合会、④（株）ジーピーエスの4者で結んで「小田原食と緑の交流推進協議会」を設立し（2002年4月)、併せてNPO法人「小田原食とみどり」を立ち上げ（2004年7月)、農業体験や各種の教育プログラム、就農者支援・商品開発・都市農業成長特区事業・拠点作りの各プログラムを実施していく事業である。なお、後述するが、(株)ジーピーエスは、パルシステムの100％出資子会社で、同生協の産直青果の企画、仕入れ、販売を行っている。2009年の実績では、年間4345人がこの交流事業に参加した。

農業体験プログラムでは、収穫体験イベントは、オニオン祭や、みかん、ブルーベリー、サツマイモなどの収穫体験に、1600人が参加。一定の連続した体験作業を行う「たんぼの学校」「はたけの学校」「ハーブの学校」「果樹の学校」は、2010年の登録者数は、全14コース、110家族・個人327人であった。

「たんぼの学校」は、初級コース、中級コース、自主コース、インストラクター実習、マイたんぼと、ステップアッププログラムになっており、2年目以降の中級コース以上は、「豊年倶楽部」に入り、自家用米をつくることができる。さらに意欲のある受講者は、就農や半農半Xの道も開かれている。

「はたけの学校」は、やはり同様に、初級コース、中級コース、半就農となっている。肥料は事務局が準備し、インストラクターの指導の下で作付計画に沿って作業をしていく。収穫された野菜の一部は販売し、自主運営につなげている。

「ハーブの学校」は、ハーブインストラクター養成コースに2010年は16名が学んだ。畑での作付け、手入れ、収穫作業の後、ハーブの利用方法などについて「ハーブ倶楽部」が活動している。

「果樹の学校」は、生産者の圃場に入り小田原の特産のみかん、梅、キウイフルーツの作業を体験する。

「商品開発」として、特産の梅ジャムや「物語」のあるブルーベリージャムづくりなどを行い、パルシステムのカタログで販売してきた実績をもつ。

このような活動は、地域に広がる耕作放棄地の復元と有効活用を行うもので、小田原市の都市農業成長特区事業として同市との協働事業としての側面ももちながら行っている。2010年に活用された耕作放棄地は、12圃場約1ヘクタールであった。そのうち4カ所は、荒れ地になっていたものを、田んぼ・はたけに復元した。地域農業振興のための施設「梅の里センター・みのり館」の指定管理も行っている。

また、地域の「小田原有機の里づくり協議会」に参画、その他、「小田原まちなかイベント」「ファームエイド銀座」「築地本願寺安穏朝市」「鈴廣桜の市」「マルシェ ジャポン in 小田原 箱根」などのイベントにも参加し、地域における農商工連携をすすめている。

生消交流事業は、この地域だけでも年間4千人を超える。家族連れで畑や土、田んぼに棲息する生きものに触れることは、農と環境を考える食育の第一歩となり、未来へつなぐ農業・社会・地域づくりに関わる人々の裾野を広げることになるだろう。

４ 「公開確認会」の取組み

（1）公開確認会の目的と意義

生産者と消費者の交流を通じて信頼関係を培う産直事業の一環として行われているのが独自の「公開確認会」である。パルシステム（当時、首都圏コープ）は、「農薬削減プログラム」の実施に伴い、産地からの正確な情報や評価のために首都圏コープ農薬削減プログラム推進会議が主体となって1999年に第一回目の公開確認会を開催した。その後、パルシステム新農業委員会に引き継がれ、すでに実施回数103回（2011年12月）を数えている。2010年からは、連合会ではなく各会員生協が担当するようになった。2011年9月、ゆめコープは、「首都圏とんトン協議会」の公開確認会（ゆめコープが主催、パルシステム連合会新農業委員会が主体）を実施した。

公開確認会は、生産者と消費者の交流により築かれる信頼関係づくりをさらに一歩進めるもので、お互いの“顔がみえる”だけでなく、畑の状況や栽培内容を実地で消費者（組合員）に明らかにし、さらに、客観的に評価する場を設けることで透明性・公開性・客観性を図りながら安全・安心、環境に関わる生産者の取組みを消費者（組合員）が一緒になって確認していくしくみである。

これは、消費者（組合員）」からの素朴で率直な疑問、「農薬を使っていないって、本当なの？」「安心できるという内容は？」に答えるためには、生産に関する記録や現地での一定のチェック項目の評価確認が必要であり、そして何よりもじかに生産者に会って話をきくことがだいじであるということから始まった。試行錯誤を経て、第三者認証（有機JAS検査認証制度）における現地検査・調査とは性格の異なる、消費者が農業や産地を学び、生産者とのきずなを深める場がつくり出されている。

消費者（組合員）は監査人講習会（初級、中級）を受講して公開確認会における監査の目的や方法、監査内容、留意事項を学ぶ。中級まで修了した者が監査人となることが多い。監査人は消費者（組合員）のいわば代表として産地に行き、監査に当たる。公開確認会は、監査人以外の一般参加の消費者（組合員）にも開かれており、これに参加することで、ふだん自分が食べている生産物の作り方、育て方を実地で知り、生産者にじかに質問することができる。

他方、生産者（生産者団体）は、公開確認会における産地側からの取組みのプレゼンテーション、農場等の公開、記録類などの帳票類の整理、資料の作成など、かなりの準備を行う必要がある。が、そのことを通して、産地の取組みの総点検や見直しを行う機会ともなる。公開確認会は、生産者側から消費者（組合員）に対して、生産にかける思いや産地の安全・環境への取組みを実地でアピールするよい機会ともなる。そして、会期を通して、消費者からの疑問や要望をじかにきくことができると同時に、消費者から日頃の感謝の念や取組みへの評価、励ましを受けることも多い。

公開確認会は、リスクコミュニケーション（商品安全性に関する情報交換）の場であるだけでなく、さまざまなコミュニケーションの場であり、これを通して、消費者・生産者双方が、それ以前よりもより確かな安全・環境への根拠を持つことができるようになる。消費

者・生産者双方の距離が縮まり、消費者は産地への理解・愛着が深まり、生産者はより一層の改善・前進への意欲につながる意義をもつ。

(2) 公開確認会のしくみ

公開確認会は、開催対象者を決め、準備期間を経て、当日は、午前から午後へかけての一日、遠隔地の場合は1泊2日で行う。なお、監査人は、公開確認会に先立ち、前日から現地に入り、事前監査を行う。2010年9月にゆめコープが実施した「首都圏とんトン協議会」平川牧場（神奈川県藤沢市）での公開確認会を例にとり、概要をみよう。

午前10時に集合、農場にバスで到着。農場を見学、会場を移動し、主催者挨拶、連合会挨拶、受入れ団体挨拶の後、監査人の紹介、事前監査報告（事前監査は前日に監査人が実施)。昼食に生産物（豚肉）の試食、午後は、産地からのプレゼンテーション、そして確認会まとめとして、①質疑応答、②監査人所見報告、③産地受け止めを行い、閉会した。

この日は、事前の講習会を修了した監査人と一般参加の組合員、生産者、生協役職員、関係者など61名が参加した。監査人は、ゆめコープ理事4人、ゆめコープ職員1人、連合会職員1人、専門家（オーガニック検査員）1人の計7人であった。監査人になる資格は、初級監査人講習会及び中級監査人講習会を修了することで得られる。

確認項目は、「監査シート」を使う。それには、確認するべき項目と視点が一覧になっている。

「監査シート」の大項目をあげると、次のようである。それぞれの項目について、監査人（後述）が「所見」（改善すべき点、特に評価したい点）を記入し、それに使った参考資料があれば、「確認した飼料等」の欄に書き込む。

〈米・野菜・果樹〉

1．産地の理念・事業内容について
2．産地の組織や意思決定について
3．産地の栽培基準について
4．栽培の実践について
5．表示・出荷について
6．その他

〈畜産品〉

1．生産者（団体）の理念や事業方針について
2．生産方法・出荷基準等について
3．飼養管理について
4．飼料及び飼料添加物について
5．糞尿処理及びその活用について
6．生産の特徴や生産者の努力について
7．トレース（※家畜導入から出荷、と畜、部位別カットなどを経て、組合員に届くまでの経路をさかのぼって辿ることの可否）
8．その他

このように、確認する内容は、生産者の理念や方針から始まる総合的なものである。そしてパルシステムが農薬等について適用している上述の独自の「農薬削減プログラム」に即した確認や防除資材、肥料材料などの帳票類、記録類の確認などが行われる。有機JAS認証を取得している産地もあり、内容的に重なるところもある。パルシステムは産地の有機JAS認証取得を支援している。

農薬削減プログラムは、「生産者・消費者が互いの立場を理解しながら農薬の使用量を削減していく」という、ステップバイステップ方式により総量規制を行い、削減させていくという方針をとっている。優先的に排除すべき農薬をリストアップした「農薬毒性評価基準一覧表」を作成し、それを削減する努力を行うにあたって、次の具体的な６つのプログラムを定めている。

プログラム１は、「産地への情報提供」――まず、産地への農薬の害についての積極的な情報提供や、消費者（組合員）の農薬削減に向けた要望やパルシステムの方針を伝えること、説明会や研修会を通して基本認識を共有すること。プログラム２は、「栽培実験の拡大」――無農薬（農薬不使用）や減農薬の栽培実験を継続・拡大し、農薬を削減した場合の技術確立を進めること、プログラム３は、「産地間の技術交流及び生産者の研修」――これらを通して全体の技術アップを図る。

プログラム４は、「個人別栽培管理と情報公開」――個人ごと、圃場（畑）ごとに、農薬使用や肥培管理を含めた栽培仕様を管理し、また、品目ごとに、栽培管理者を決め、管理する。「商品カード」だけでなく「栽培管理記録」も作成する。

プログラム５は、「農薬残留検査」――優先排除農薬を中心に残留農薬検査を強化、残留があれば改善を図る。プログラム６は、「生産者の理解」――生産者が負うリスクを少しでも軽減し、一方的な押しつけにならないために何をしたらよいのか、栽培管理記録等を公開すると共に、一緒に考える場をつくっていくことである。

「公開確認会」及び「農薬削減プログラム」導入の背景には、国の有機JAS検査認証制度の導入がある。周知のように農林水産省は、国内的には「有機」「減農薬」などの表示の混乱に対する整理、国際的には欧米主導によるFAO／WHO合同国際食品規格委員会（コーデックス委員会）での強制認証による「有機農産物」等の表示規制への整合化を図り、1999年に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の一部改正を行い、「有機」等の表示規制を強化した。「有機農産物」と「有機農産物加工食品」については同法による指定農林物資としての指定を行い、第三者機関による認証を取得しなくては、「有機」等の表示ができなくなった（2000年施行）。パルシステムは、有機JAS認証取得については、それまでの環境保全型農業への取組みに客観性や公正性を持たせるプラス材料と捉え、各地の生産者の有機認証取得に向けて支援している。

このような農薬削減プログラムをすすめるための産地とのやりとりや公開確認会の準備を支援し、一緒に取り組んでいるのは、パルシステムの子会社で産直青果、米、肥料の仕入れ・販売等を行っている（株）ジーピーエス（グリーン・プラザ・システムの頭文字による）である。日常的な仕入れ・販売業務の過程でも常にやりとりは行われている。公開確認会の開催前には、その準備のための会合は５～６回に及ぶ。このような事前の準備にジーピ

ーエスが関わることにより、公開確認会が可能になり、その成果があがっていることも見逃せない。

5　まとめ

以上のように、パルシステム及びゆめコープは、理念として「人と人の助け合い」「心豊かなくらしと共生の社会をつくる」「生命を慈しみ　自立と協同の力で　心豊かな地域社会を創りだします」を掲げ、産直を「生産者と消費者の交流を通じて、共に創る運動」と位置づけ、食の安全や農業、環境の問題も、単に生産者や産地だけのものではなく、消費者自身が積極的に関与すべき問題であるという観点から、生産者と消費者のさまざまな交流の場をつくりだしている。そして、そのような生消交流の場に、「農薬削減プログラム」の遂行と「公開確認会」が組み込まれることで、より具体的な観点から消費者が産地への理解を深めることにつながっている。このことは、農薬削減に伴う生産者側のリスクを消費者が理解し、リスクを分かち合うことにもつながる。

齋藤さんは、「私もずいぶん学ばせてもらった」と、生消交流がもたらす多くのものをあげる。

・農作業によりいのちを育てる体験をすることで、農の価値を知る
・食と農から多方面の課題（地球環境・平和・福祉）に意識を向ける
・消費行動が社会のしくみや構造を変える力を持つことに気づく
・地産地消、国産農産物を買うことが、農業を守り、自給率向上につながる

消費者が参加し、体験学習をすることで主体的な行動をするようになると同時に、産地・生産者にとっても、交流事業への関わりを通して、自分の地域の価値を再認識し、郷土愛が生まれる。

パルシステムは、第三者認証である有機JAS認証は客観性、公正性があることから取得を支援しているが、公開確認会は、特に消費者にとっては、農や食、環境を実地で体感し、感動する学びの場である。第三者認証だけではけっして得られない消費者の学びの場と生消のきずなを生み出しているといえよう。

参考資料

『2011年　公開確認会報告集』パルシステム新農業委員会、2011年
『パルシステムの公開確認会』パルシステム生活協同組合連合会
『首都圏とんトン協議会　公開確認会レジュメ』パルシステム神奈川ゆめコープ、2011年9月8日
パルシステム神奈川ゆめコープ　ホームページ http://www.pal.or.jp
パルシステム生活協同組合連合会　ホームページ　http://www.pal-system.co.jp
NPO法人小田原食とみどり　ホームページ　http://www.shoku-midori.or.jp

（くぼた　ひろこ　国学院大学経済学部教授）

第４章　生産者と消費者の交流を通した相互理解の取組み事例

―NPO 法人食と農のまちづくりネットワーク・コラボ食堂を中心とした取組み(長野県上田市)―

古田　睦美

１　はじめに

長野県上田市は、長野県の東部に位置する人口約 12 万人の、県内第三の都市で、新幹線あさまの停車する上田駅、上田城跡を中心とする半径約 5 キロの市街地とその周囲の農村部からなる。城下町上田、塩田町、別所温泉村を中心とした上田市は、平成 20 年に周囲の農村武石村、真田町、丸子町と合併したことで農村部が拡大したが、元来、「蚕都上田」と呼ばれるように明治期からの軽工業や城下町の商業を中心とする町で、農業政策については、先進的ともいえる長野県の中では特記すべき点がない地域である。

政策的対応の遅れも手伝って、2010 年の農業者の平均年齢は 70 歳を超え、上田市を含む東信地域の休耕地化率は県下最大となった。かつて昭和 30 年代には野菜の一大産地であったといわれ、山間部から盆地まで標高差のある地理的条件と、晴天率が高く気温の日格差の大きい気候条件から、多種の優良な野菜、果樹のできる条件の良い地域であるにもかかわらず、工業、商業も発達していたことから、兼業化も進み、手のかかる野菜づくりをやめて土日農業による米、小麦、大豆耕作のみに切り替えた世帯が多い。

他方、大地をご神体とし日本最古の神社とも言われる「生島足島神社」や上田国分寺を有し、「信州の学海」とも呼ばれ、古代の学問の中心地であった寺社仏閣が林立する別所があり、大正時代には農民や労働者自らが興した「信濃自由大学」「上田自由大学」運動が発祥した地でもあり、お上に頼らず、地域の民の自治的な機構が地域の運営を支えてきた気風の残る地域でもある。この上田に設立された長野大学も、塩田町や別所温泉村の人々が自分たちの財や土地を供出して誘致した民立大学にはじまる。地域の人々が自らの民家を改造して下宿の用意をし、寄付集めや学生募集にまで歩いたことに応え、建学の理念には「地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化」を目指すとある。

２　NPO 法人の立ち上げまで

NPO 法人食と農のまちづくりネットワーク（以下、食まちネット）は、子育て中の主婦を中心メンバーとしてはじまった。運営に携わる主要メンバーの過半数は結婚によって転入して来た新住民である。信州に来れば穫れたてのおいしい野菜を子どもに食べさせる事ができる、近所の農家と顔の見える関係ができる、あるいは、あこがれの信州暮らし（漬け物づくり、おやきづくり）などをやってみたいという思いを抱いて来たのだが、農家や信州の食文化との接点がなかなか見い出せなかったという問題意識をもっている層である。他方、地域の農産物や食文化に関する知識や技術をもつ農村の女性たちは存在しているものの、上田

市農林部を事務局とする生活改善グループや、長野県の機関である上小農業改良普及センターの所轄する農村女性の団体では、農村女性の高齢化と活動の衰退が問題になっており、農村の食文化や農産物の情報の発信方法や発信対象も見つけられていなかった。そこで、この両者の女性の力を結合させることで、農村の知恵や技を伝えられる層と、教えてほしい層、生産している層と消費したい層を結びつけられるのではないかと考えた、新住民の主婦4名が働きかけて、2008年2月に、上田市の海野町商店街の海野町会館で、地域の農村女性のグループに農産物や加工品を持ち寄ってもらい、市街地の主婦や、商店主、観光業者などの交流会を開催した。

主要メンバーは、長野大学の食文化の講座や、「地産地消論」などの公開授業、保育園のつながりで出会った。また、この主要メンバーは、現在子育て中だが、数年後には自分の納得のゆく仕事に就きたいとも考えており、自己の能力開発や、新しい働き方づくりに関心がある層であることも一つの特徴である。

そこで、この会は、地元の農産物に関する知識を得る講座、地元の農産物を使いこなす料理講座、農家めぐり講座などの自主的な勉強会からスタートした。2008年には、長野県のNPO活動助成金を得てチラシを作成して配布し、地域の有機農家など熱意のある農家をめぐる講座、地方品種「山口大根」の伝統的な漬け物づくり、「ユメアサヒ」「ユメセイキ」などの地粉を使いこなす天然酵母のパンづくり、地方品種の大豆「コウジイラズ」を使いこなす講座と、仕事興しワークショップ、市民事業立ち上げ講座などを開催した。

3　NPO法人化へ

2008年の講座を通じて、地元の農家とつながり、農産物を自分たちで流通させるしくみがなければ地域の農家の農産物を手にすることができないことや、地域の農家を支える活動が必要だということが共通の認識となってきた。市民事業立ち上げ講座参加者の中から、野菜の販売をする自主流通事業をやってみたい、NPO法人やワーカーズ・コレクティブを立ち上げたい、事務局をやってみたい、コミュニティ・レストランを立ち上げたいといった希望が出てきた。

いくつかの部会に分かれて事業化することも検討したが、まずは野菜市を中心に、農家と主婦や商業の人々が出会える拠点を皆で創ろうということになり、NPO法人化と、拠点となるコミュニティ・レストランづくりにとりかかった。

2008年には、市街地の主婦と有機農業者（長野県有機農業研究会東信支部の会員有志)、地域通貨蚕都クラブま～ゆ、上田周辺の農家、地域の女性による農産加工組合（おいしい輪上小)、商店街、観光協会などに呼びかけて、長野県の上小農業改良普及センターの協力も得て数回の準備会を開催し、NPO法人食と農のまちづくりネットワーク（以下、食まちネットと略）は、2009年4月27日に第一回総会を開催し、5月に正式なNPO法人として認可された。当初の会員は約40名で、主婦、農家、商店主および商店街関係者、観光業者など多様な層からなっているが、理事は地域活動にほぼはじめて参加することになった主婦層と農業者によって占められた。

（1）食まちネットの活動

食まちネットの目的は、定款によれば、「この法人は、農商工観光業者、市民に対して、食と農に関する地域住民の共通理解を深め、地域資源を活用できる人材を育成し、男女共同参画社会の形成を促進すると共に、産地とまちの共生的関係づくりに資する事業を行い、もって地産地消の推進と地域の活性化に寄与することを目的とする」ことである。

定款によれば活動の種類は下記の四つであり、

1．まちづくりの推進を図る活動
2．男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
3．経済活動の活性化を図る活動
4．職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

事業内容は下記の五つである。

(1) 食農教育活動
(2) 女性、若年者、高齢者に対するコミュニティ・ビジネスに関する人材育成講座
(3) コミュニティ・レストラン事業
(4) 地域色豊かな、食の研究
(5) 農村部と都市部の交流の促進と農商工観光連携の推進

このうち、第一回総会では、長野県の「地域発元気づくり支援金」の助成に申請し、主に講座とコミュニティ・レストランづくりにとりくむことが決定され、2009 年度から次の事業に着手した。

1) 地域で農業を支える（CSA）活動
2) 食農教育活動
3) 地域食材の商品開発
4) コミュニティ・レストラン「コラボ食堂」の運営
5) 人材育成

次に、それぞれの活動の背景と取組みについてまとめておく。

(1) 地域で農業を支える（CSA）活動

2008 年からの活動を通して地域の農産物を地域で消費するしくみをつくるために自分たちの力で農家と街をつなぐ活動をはじめることになった。地産地消は、結果として地域の産業連関の好循環を作り出し、地域経済を改善する効果をもたらす可能性があるが、既存の市場経済の中で短期的な経済効果は得にくく、むしろ、地域の食料安全保障や、地域の農家の支援という側面をしっかりととらえておく必要がある。

他方、長野県は、地域の農家の組合による直売所運営の先進地である。直売所の建設や売り上げ向上は、県の地産地消計画にも盛り込まれている政策である。だが、いくつかの点で課題をもっている。一つは、直売所では有機農産物やエコファーマーの農産物などの特別扱いができない現状がある。農家組合や、その内部の部会組織（ナス部会、米部会など）が耕作方法や値段を標準化しようとする傾向があり、有機栽培による値段の差別化が集団の規範

新鮮な野菜市

農家支援のファーマーズマーケット

になじまないのである。また、この集団は農産物の規格や、包装についても厳格な監視体制になっており、直売所はまるでスーパーを目指しているのかと感じられるほどである。それに対して、主要メンバーは、はぶきなどの規格外農産物が山積みになっている朝市の風景や、安全でおいしい有機栽培の産物なら少し高くても買いたいというような意識を持っており、生産者との意識のギャップを感じざるを得ない。食まちネットのメンバーは、この規格外のイメージを「外国のマルシェ」みたいなファーマーズ・マーケットを企画したい、直売所で居心地の悪い思いをしている有機農家をぜひ支援したいと考えた。これには、メンバーの数人が 10 年前に設立された地域通貨「蚕都くらぶま～ゆ」のメンバーでもあり、NHK で放映された地域通貨の紹介番組『エンデの遺言』にみられた有機農業を支援するイサカの CSA 活動が念頭にあったことも関係していた。

こうして、直売所でもなく、マルシェでもない、新たな提携、上田地域に適合した農家支援のしくみをつくっていくために、「地域内フェアトレード」、「上田型 CSA」という言葉を選ぶことになった。

現実には、発足当初から月一回のファーマーズ・マーケットや、商店街の取り組みに合わせた野菜市を開催してきた。

実際には、この活動の第一の柱が私たちの NPO の中で最も困難な歩みをしている。

田舎では野菜は高値で売れないこと、ファーマーズ・マーケットの規模が小さいと出店した農家は十分な日当が稼げないこと、商店街が農業に対する理解が不十分であることなどの課題が見えてきた。また、上田地域では農業が衰退してきており、そもそも新規就農者の受け入れや若手の育成を支援し農業を育てる必要があることも認識された。

それぞれに改善策を立てつつ、2011 年夏から予約注文受付による野菜ボックスの販売を開始した。これは、月に一回のファーマーズ・マーケットに合わせて野菜セットの注文をとることで、出店した農家が市に参加した場合の日当分くらいは必ず稼げるようにと考えたものである。また、2011 年度から、農家会員と消費者会員が集まって、農家を育てる提携のあり方や、自主認証制度のあり方、自主流通のあり方などの勉強会も開始した。

(2) 食農教育活動

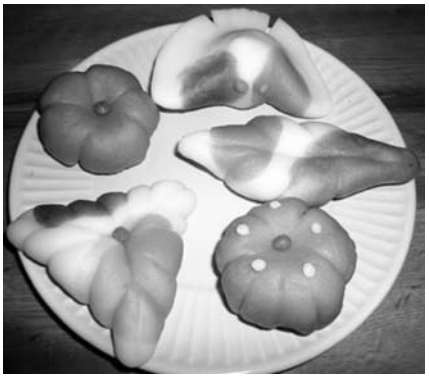
地粉を使った「ねじ」パン

長野県は都市部の周辺に農村地域が隣接しており、食育だけではなく、食農教育ができる地理的条件がある。食まちネットでは、まず会員の有機農家を中心に月に一回程度の農家めぐり講座、農業体験講座や、地域の農産物を使いこなす講座（農産物に関する知識と料理教室を合わせた形態）を行ってきた。たえば、地粉を使ったおやきづくりやパンづくりを実施し、生産農家に地粉を持って説明に来てもらい、必要に応じて県の技術員や製粉業者の専門家なども招き地粉に関する知識を学び、同時に料理方法も学ぶことで、ようやく地粉の需要を作り出し、生産者と消費者を結びつけ、その後も続く関係を構築することができる。

2011 年度からは食まちネット内部に、農家支援部もでき、小麦プロジェクトでは、人手不足で刈り取った小麦を製粉所に持ち込めなくなっていた生産者のところへ食まちネットの３人の主婦が支援にでかけ、小麦の選別や輸送等を手伝うことで、地粉を製粉し、パン講座を開催することができた。今後は地粉のパン加工へとつなげることが課題である。

また、伝統野菜の勉強会、国選択無形文化財「ねじ」づくり講座、親子で一汁一菜体験、親子料理講座、上田の江戸時代の献立研究などを年間計画にもとづいて行ってきた。他方、クッキーづくり、漬け物、薬膳や食養生の講座など、会員の発案で年間計画にはない講座を自発的に行える体制づくりをすることで、主体的に楽しく活動できる、柔軟な会運営を行っている。

(3) 地域食材の商品開発

地域の農産物を使いこなす講座の積み重ねによって、地域特産物や、在来種の種子の重要性や地域での活用の意義等を共有することによって、地域の特性のある産物を使った加工品の開発を行い、事業の勉強をしてみたい主婦の人材育成をかねて商品づくりと販売に取り組んでいる。2010 年度には、長野県によって信州の伝統野菜に認定された「山口大根」の保全に取り組む「山口大根の会」および長野大学の学生と連携して、はぶきの大根の活用する「山口大根ドレッシング」を商品化し、地域の直売所、商店街と協力して販売した。また、山口大根の伝統的な漬け方の講座の蓄

伝統の山口大根を加工場で加工

積から漬け物を製造し、2011 年度には長野県に申請し、正式に伝統野菜山口大根のたくわん漬けを製造することができた。

また、江戸時代～大正時代の献立の研究や、地元特産物の研究成果を総合した上田らしい御膳「あや姫膳」づくりにも取り組み、県の「地域発元気づくり支援金」を得てレシピ集を発行し、食文化が継承され、地域で地域の特色ある農産物が活用されることを願って地域で配布した。

⑷ コミュニティ・レストラン「コラボ食堂」の運営

地域の生産者と消費者、食や料理に関心のある人の出会いの場をつくり、地域の食コミュニティの形成拠点をつくることをめざして、コミュニティ・レストランを開設にとりくんだ。各商店街へ提案を投げかけたところ、宿場の町並みを活かしたまちづくりに取り組む柳町まちづくり協議会、および、柳町内にある森林保全と県産材木の活用を推進する木工組合が運営する、町中の森のステーション「木楽歩」（こらぼ）の協力を得て、県の地域発元気づくり支援金を申請し、2009 年 11 月に柳町で事業を開始することになった。

コミュニティ・レストランコラボ食堂は、ワンデーシェフ方式を採用し、毎日異なる人がシェフとなって、日替わりでランチを提供するしくみであり、NPO へ入会する際に、シェフ登録をして保健所等の要求する必要事項をクリアしてもらって、リハーサルを行い、シェフデビューとなる。2011 年３月時点でシェフ登録会員は 40 を超え、農家、兼業農家、自給的農家、料理好きの主婦などを中心に、月に１～２回希望する日にシェフとして料理を提供している。自慢の農産物を、一番おいしい食べ方で提供し、農産物の知識を伝え、直接消費者とふれあう場であるだけでなく、旬の食材や農業、農産物に関する生きた食農教育の場、としても機能している。

⑸ 人材育成

2008 年から今日まで、自分たちの働く場づくりワークショップ、市民事業立ち上げ講座、まちづくりに関する講座などを継続的に行っている。結果として、2009 年には NPO 法人化、コラボ食堂事業開始を実現した。2010 年以降は NPO の食農育講座により食に興味のある人材が集まり、その力を活かした地産地消を実現する市民事業の立ち上げについて勉強を重ねてきた。

弁当のケータリングも開始

主婦の発想を活かした食のまちづくりイベント事業、開発した加工品の販売、弁当ケータリング事業、パン・菓子加工事業、漬け物加工所事業等の展開が模索され、2011 年には、お弁当づくりの試運転、および、ワーカーズコレクティヴ・さつきの立ち上げと真田地域での漬け物加工所の開設が行われた。

４　事業化の進展

（1）コミュニティ・レストラン事業

コミュニティ・レストランは、コミュニティのニーズに依拠した市民事業であり、様々な形態を取りうるが、コラボ食堂は、農家と町の人々の食を中心とするコミュニティ形成を重視したため、ワンデーシェフ方式を採用した。ワンデーシェフ方式にも多様性があるが、コラボ食堂は、「地域の食文化を未来に伝える」「農家の想いを消費者に伝える」「安全、安心、おいしさを追求する」「地産地消を推進する」という四つの方向性を掲げており、緩やかではあるが、理念の共有をシェフ会員に求めている。

ワンデーシェフ・システムは、農家や主婦がシェフが日替わりで変化するため、シェフの日程を調整し、カレンダーを組み、店の管理をし、レジ等のフロアーを担当するコーディネーターを運営の中心としている。現在コーディネーターは９名、月１から２回のコーディネーター会議で調整をして店を切り盛りしている。

食堂事業の中から、おやきやパン、漬け物など自家製の加工品等をつくれるシェフが多いことがわかり、加工品製造のできる場所を共同で持つことができないかという方向の模索が始まった。また、食文化の発信のできる市民が集まっているNPOへ、イベントや全国的な会議、学会などで上田らしい食の提供が期待され、さまざまなまちづくりイベントに協力することができ、そこから、弁当ケータリングや食イベント事業の展開の道も開けてきた。

（2）松尾町フードサロン

上田駅に近い、松尾町振興組合が閉店した店舗を借り上げ、NPO食まちネットを中心に、食や農のコミュニティ活動を商店街で展開して欲しいとの協力要請があった。二階に食農教育講座等ができるコミュニティスペース、および、パン・菓子および弁当・総菜の製造できる加工所をつくり、ワンデーシェフ方式を基盤としたタイムシェア加工所を運営し、製造した加工品を１階の商店街直営店舗で販売するしくみづくりがねらいである。これにより、小規模でも地域の農産物を持ち込んで加工する、農家や市民シェフのプチ起業活動が展開されオリジナル加工品を製造販売することができるとともに、商店街を地域の産物で活性化する

↑オリジナルの漬け物

←松尾町ショップに並ぶ手づくり加工品

ことができる。2011 年５月に開店し、現在、NPO と商店街の連携のあり方を模索しながらすすんでいる。

(3) 真田コミュニティ加工所、ワーコレさつき

食まちネットの活動の中から、地域の農家の産物を無駄にすることなく活用することができる、漬け物のコミュニティ加工所事業が考案され、2011 年度内閣府の社会企業家育成プログラムの支援を受けて、９月に真田コミュニティ加工所を開設した。同時に運営組織として、ワーカーズコレクティヴ・さつきが立ち上がった。

ワーコレさつきは加工所の運営に携わり、漬け物の自主事業および受託加工を行うと同時に、近隣の農家が加工品づくりを行う援助をし、地域全体での６次産業化促進に寄与することを目的としている。

加工所を使用するには、ワンデーシェフ・システムを基盤とし、保健所等の要件をパスしワンデーシェフ農家会員に登録をへて、生産した農産物をもちこんで、自分の発想を生かした漬け物等の加工を行い、オリジナルレーベルの加工品を少量からつくることができる。

ワーコレさつきは、定期的に加工品づくり講座を開催し、必要に応じて農家の加工品づくりを支援する。2010 年、2011 年には、長野大学と連携し、「信州らしい魅力的な加工品づくり」講座を行い、地域の農産物の有効な利用や、新規就農者の現金収入源づくりなどに貢献している。製造した加工品を NPO 食まちネットと連携して、松尾町、柳町などで販売することで地域全体の６次産業化の実現を図っている。

５　福島からの被災農家受け入れ活動

2011 年３月に東日本大震災が起こったのを受けて、５月の総会時に、支援活動に取り組むことを決定した。農家支援部を結成して、５月末に、福島県二本松市で被災した有機農家 T 農園を受け入れ、一緒に受入れのモデル事業づくりに取り組んできた。

新規就農支援、上田型 CSA 活動に取り組んできた、食まちネットのネットワーのとりくみとして、すでにファーマーズ・マーケット、ワンデーシェフレストラン、加工品づくり支援と商店街での販売のしくみがあり、その中に被災農家も受け入れようと考えたからである。

被災により移住し、地域の若手農業者を指導するベテランの有機農家

現在、実際に T さんにも参加していただきながら、農家の移住の課題を抽出し必要なしくみづくりを市民的な提案としてまとめている。また、今後三年間のうちに、移住農家の受け入れと、受け入れた農家の経済的復帰支援、および、こちらから福島の子どもたちへ野菜を送るプロジェクトを計画している。

2012 年３月にはもう一軒の農家が伊達市から移住した。食まちネットにとっても、有機農家が仲間に加わってくれること

はたいへん意義のあることであり、上田らしい新たな提携やCSAのしくみづくり、有機認証制度づくりなどにも取り組む予定である。また、地域での有機農業講座にも取り組み、地域の合意を形成し有機農業を普及しながら、上田地域の若手農業者を育成し、地域が農業を育て支援する、共生の地域づくりを推進していく取組みを継続的に行っていく。

支援の販売活動をする学生たち

6　まとめ

食まちネットの取組みは、消費者と生産者との日常的なつながりをつくる、ファーマーズ・マーケットやコラボ食堂事業、農家や主婦を中心とする一般のシェフのプチ起業の連携の力で、地域の農産物を使い地域の食文化を伝えながら、加工品をつくり、商店街と連携して、地域の6次産業化を興していくというモデル事業。および、そのしくみの中への被災農家や新規就農者の受け入れと農業のある地域の再生の実験である。多様な社会層が連携することのむずかしさを一つずつクリアしながら、新しい挑戦であり、課題は山積しているが、提携や生協といった日本の消費者と生産者の既存のつながりの真価が、震災と原発事故によって問い直される中、新たなモデルづくりに繋がるのではないかと期待される。

参考資料

NPO食と農のまちづくりネットワーク定款
同NPO総会資料
同NPOホームページ　http://ueda-collabo.com/
コラボ食堂ツィッター　https://twitter.com/#!/colla_s
松尾町フードサロン　http://liracuore.jp/a/1593

（ふるた　むつみ　長野大学環境ツーリズム学部教授）

５章　国際有機農業運動連盟（IFOAM）が推進する参加型有機認証（PGS）の理念と方法、取組みの動向

久保田　裕子

１　はじめに―IFOAM と PGS

国際有機農業運動連盟（International Federation of Organic Agriculture Movements 略称 IFOAM アイフォーム）は、世界の有機農業運動の国際的な連帯組織であり、世界の有機農業者らが集うフォーラムとなっている。1972 年にパリ近郊で設立され、以来、国際会議や委員会、セミナーなどを通して世界各地の有機農業団体等が集い、有機農業の普及に努めてきた。現在は 116 カ国以上の有機農業団体等約 750 団体（2012 年現在）が加盟し、国連社会経済理事会（ECOSOC）に公式の諮問資格を持つほか、国連食糧農業機関（FAO）や国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連環境計画（UNEP）など国際機関との協力関係をもつ国際 NGO となっている。

IFOAM は、途上国への有機農業導入などを含む幅広い活動を行っている。そのうち特徴的なのは、有機農業の目標を定め、有機農業の生産・加工等に関する基準（スタンダード）策定や、その認証機関の認定活動などを通して有機基準の国際標準化を図ってきたことである。1982 年から基準を策定し、ほぼ３年に一度の総会等を通して改定を重ねてきた。同時に食品規格の国際的な機関となっている FAO ／ WHO 合同国際食品規格委員会（コーデックス委員会）や国際標準化機構（ISO）とも連携をとり、有機生産等の国際基準の策定に影響力を及ぼしてきた。

その IFOAM は、現在もそのような国際的な有機農産物等の取引に資する有機基準の整合化に力を入れており、GOMA（Global Organic Market Access ゴーマ）の用語で会合を重ねているが、他方、この 10 年ほど前からは、「地産地消」のような、地域内での有機農業の振興と有機農産物の流通に関心を強めており、2004 年からは、第三者機関によらない「有機」の農産物等の保証システムの確立に着手、2005 年にはそれを IFOAM 理事会で正式に「参加型有機認証」（Participatory Guarantee System 略称 PGS。なお、直訳では「参加型保証システム」であるが、これは IFOAM が進めていることで「有機」に関わる基準認証であることから、わかりやすいように「有機」を補った訳語にした。）として推進することを決定、IFOAM 内に PGS 委員会を設置、2009 年 10 月からはウェブ上で『グローバル PGS ニュースレター』（月刊）も発行して推進に力を入れている。

このほど（2011 年 9 月 26 日から 10 月 5 日まで）、第 17 回 IFOAM 世界大会・総会が韓国・南揚市で開かれ、多数の分科会の中で、PGS の分科会は、南米、豪州、ヨーロッパ、北米、アジアと、各地域ごとに分科会が開かれて、それぞれ３～４人の報告があった。筆者もこの大会に参加し、いくつかの分科会に出席したが、報告者も分科会出席者も熱気にあふ

れ、活気あるものだった。さらに、大会では産消提携国際ネットワーク（URGENCI　ウージャンシー）が企画した「CSA meet PGS」（CSA、PGS に出会う）をテーマにした分科会も開かれ、CSA（産消提携）の関係者からも PGS に熱い視線が注がれた。同大会に引き続き開催された IFOAM 総会では、役員改選があり、10 人の役員が選ばれたが、そのうち 2 人は PGS 委員会のメンバーであるなど、IFOAM 執行機関としても PGS の推進に力を入れる方向がこの大会・総会では強く打ち出された。

本章では、IFOAM が進める PGS の理念や目的について、IFOAM のウェブサイトに掲載されている基本的な資料（原文英語、翻訳）を紹介し、参考に供したい。

2　翻訳資料　「参加型有機認証」（PGS）とは？

（翻訳について）「世界の有機農家の半分は、IFOAM がこれまで進めてきた“第三者認証”を採用していない。有機農業運動の出発点に立ち戻ろう。」「小規模農家にも手の届く有機認証のしくみを！」と、IFOAM 副会長（当時）のピポ・レノルド氏（アルゼンチンの有機認証団体所属）がブラジル・トレス近郊に 20 カ国から 40 人を集めてオルタナティブな有機認定のしくみについての検討を始めたのは 2004 年 4 月のことだ。

ブラジル、ニュージーランドなどで進められている相互に確認しあう基準確認のしくみをはじめ、各国で進められているさまざまな方法の資料が持ち寄られ、討議された。それらは多様ではあるが、共通性があることがわかり、こうした「有機」の認証のしくみを、「参加型有機認証」（Participatory Guarantee Systems　略称 PGS）と呼ぶことに決め、その後も継続して検討するために作業グループが組織された。

2005 年 2 月のビオファ（IFOAM が協力する有機フェア／ドイツ・ニュルンベルグ）の IFOAM セミナー、同年 9 月の第 15 回 IFOAM 世界大会（オーストラリア・アデレード）で初めてレノルド氏や作業グループメンバーが検討結果を公表して討議し、IFOAM 理事会もこのようなタイプの認証の必要性を認め、その名称についても正式に「Participatory Guarantee System」と決め、従来の第三者機関による認証制度と並ぶもう一つの方法であると位置付けた。IFOAM 内には PGS 委員会が設置され、PGS の定義、ビジョン共有のための資料などが IFOAM ホームページに掲載されるようになった。現在は『グローバル PGS ニュースレター』が発行され（ウェブ上で取得可）、関連資料も充実してきている。

ここに訳出したのは、IFOAM ホームページに掲載されている PGS の定義と 2 つの基本的な資料である。なお、訳語については、PGS を直訳すると「参加型保証システム」となるが、これは IFOAM が推進するものであるので、明らかに「有機」に関する表示の認証制度である。そこで、直訳からはやや離れるが、その意図するところを明瞭に示すため、PGS ＝参加型有機認証という用語を使うことにした。また、文中では、同じ理由から、「有機」「有機農産物」「有機認定」等を補った箇所もある。原典は IFOAM ホームページ（http://www.ifoam.org）から入手できる。本稿は、日本有機農業研究会提携と基準部が 2010 年 7 月に訳出して会誌『土と健康』2010 年 8・9 月合併号に掲載した翻訳文をより読みやすく改訂した 2012 年 3 月の訳文である。

１．参加型有機認証制度の定義

有機農業の参加型認証制度（ＰＧＳ）の定義
ＩＦＯＡＭ（国際有機農業運動連盟）

Definition of Participatory Guarantee Systems
IFOAM（International Federation of Organic Agriculture Movements）

（日本語）

参加型有機認証制度（PGS）は、地域に焦点を当てた有機農産物等の品質保証システムである。それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換・生消交流の基盤の上に、消費者の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認定する。

（英語）

Participatory Guarantee Systems are locally focused quality assurance systems. They certify producers based on active participation of stakeholders and are built on a foundation of trust, social networks and knowledge exchange.

２．有機農業の参加型有機認証制度（PGS）―ビジョンと理念を共有しよう―
Participatory Guarantee Systems: Shared Vision, Shared Ideals

有機農業の参加型有機認証制度（PGS）
―ビジョンと理念を共有しよう―

世界にはいろいろな参加型有機認証制度（以下、PGS と略。）があり、農家と消費者に役立っている。方法論や手順は異なるが、共通の原理が、国や大陸を越えて明らかに存在する。以下に概略する要素や特徴によって、私たちは共通のビジョンを持つことができるだろう。だがこれは、既存の、または将来の PGS の取組みを画一化したり、“ 正常化 ” するために指導するためのものではない。これらの取組みの活力源は、まさに PGS を使う農家や消費者自らが創りだしたという、その事実にあるからだ。各々の PGS は、個々の地域、地区、市場 (マーケット) に生まれた地域固有のものである。

PGS の基本的な要素や特徴について述べた本文書は、各地の PGS に共通する諸要素を述べることで、その考え方や方法には共通性があることを明らかにするものである。

IFOAM「PGS 作業グループ」の使命

「PGS 作業グループ」（訳注・IFOAM は 2004 年に PGS 作業グループを発足させ、PGS について検討を進めてきた。）は、世界中の PGS を発展させるために助け、励ますであろう。私たちは、PGS のもつ基本的な要素や特徴を突き止め、統合化すると同時に、PGS が機能

するよう、多様な方法に対して開放的で包含的な態度を持ち続けるつもりである。

PGS の哲学は、有機農業の理念から生まれた

PGS は、先覚的な有機農家が導きとした有機農業の理想をそのまま吸い上げたものである。PGS の取組みは、化学合成農薬・化学肥料、遺伝子組み換え作物を用いない、根本的に生態系にやさしい農業を求め、長期的な経済的持続性と社会的公正というゆりかごで農民や労働者を支えるものである。それは、基本的に地域（ローカル）で、直接取引に焦点を当てて、地域コミュニティづくり、環境保護、地域経済支援に資するものである。

PGS の哲学（根本価値）

有機農産物を求める消費者に信頼性の高い保証を与える点で、PGS は第三者認証制度と目的を共有している。両者の違いはアプローチの違いによる。名前が示すとおり、PGS では農民及び消費者が認証過程に直接参加することが奨められるだけでなく、むしろ要請される。PGS が使われる小規模農場や地域の直接取引においてこそ、このような直接的参加はまさに実現可能となる。関係者が積極的に参加すれば、彼らの権限と責任が強まるのである。

このためには、PGS の取組みは生産者のみならず消費者の知識・能力開発を重視する必要がある。こうした直接的参加によって PGS の取組みは文書作成・記録保存の面倒を少なくすることができる。これは重要な要素である。なぜなら、PGS の取組みは、まさに小規模農家を有機農業に引き入れるためでもあるからである。既存の認証制度は、認証手続きに従っていることを " 農民が証明すべきだ " という思想で始まるのに対し、PGS は、その根底に農家への信頼を置いた " 信頼に基づいたアプローチ " をとっている。その信頼性は、徹底した透明性・公開性で成り立ち、位階制（ヒエラルキー）や行政の関与を最小化した環境で維持されるものである。

重要な「要素」　Key Elements

1．共通ビジョン（位置付け）の共有

PGS の基本的強さは、その取組みを導くのは農家と消費者であるという基本原理を持ち、そのようなビジョンを明白に共有していることにある。実際の参加の程度は PGS の取組みによって多様ではあるが、それがなぜ、いかにしてそうなのかが実際にわかるからこそ、PGS は伸びているのである。

2．参加型

参加型認証は、有機農産物の生産と消費に関心をもつ人々による熱心な参加を前提とした方法論に基づいている。有機農業の原理と原則が、これに寄与するすべての関係者―生産者・コンサルタント・消費者―に適用されるのである。したがって、有機農産物の質に対する信頼性は、参加の賜物なのである。

3．透明性

農家を含めすべての関係者は、この認証のメカニズムがいかにして働くのか、意思決定はいかになされるのかを正確にわかるようにしておかなくてはならない。とはいっても、どんな詳細なことも全員が知っていなければならないという意味ではない。この制度がいかに機能するかについて、全員が基本的理解を持っていればよいのである。認証の意思決定はどのようになされるかという基準、とりわけ、ある農場が認証されない場合、その理由は何かが、人々によくわかるようになっているべきである。したがって、PGS に関する資料がなくてはならず、それはすべての関係者が入手しやすいことが必要である。

PGS の実施により得られた生産者の営業上微妙な情報やプライバシーは秘密保持されなければならない。だが、このような秘密保持は、透明性の原理を緩めるものであってはならない。それは透明性と矛盾するようにみえても、一方のプライバシーや営業秘密と、他方の透明性を目的とした情報アクセスとの間は、はっきりと一線を画すべきである。

4．“ 信頼に基づく有機性保持 ” のアプローチ

PGS の支持者は、農家は信頼できるし、有機認証制度はこの信頼を表現すべきであるという信念を固く持っている。それは、有機農家の信頼に基づく有機性保持を確かなものにするさまざまな社会的文化的な管理・監視メカニズムを地域社会は有しているのであり、そのような地域の能力を用いて、これが信頼できるものであることを示すのである。このように、それぞれの地域のもつ固有の質的・量的なメカニズムによって信頼に基づく有機性が保持されていることを図ったり、表明したりすることが認知され、尊ばれるのである。これらの要素は、有機認証制度に不可欠なものである。

5．永続的な学習過程

たいていの PGS は、単に認証を与えるにとどまらず、地域の持続性と有機的発展を支える手段・メカニズムを与えることをめざしてきた。これによって、農家の生活と地位は強められる。有機農産物の認証に生産・消費に関わるすべての関係者が参加することによって、その認証をする過程を通して、彼らが一定の知識を得ていくということは重要である。農家・コンサルタント・消費者が参加して有機農業の原理原則・規則に適合しているかどうかを苦心して照合・検証していくことは、有機農産物に信用をもたらすだけでなく、その過程自体が永続的な学習となるのであり、地域の能力を発展させるものとなる。

6．対等性

対等性とは、権力を分かち合うことを意味する。つまり、生産物や生産加工の有機的品質の検証を少数者の手に集中しないことである。PGS の手続きに参加する人々はみな、生産物や生産加工の有機的品質の確立に対し、同じレベルの責任と能力を持つ。

ＰＧＳの特徴　　Key Features

1．基準は、民主的な PGS の過程を経て関係者によってつくられるものであるが、これ

は常に、一般的に認められている常識的な有機農産物基準の構成要素に沿ったものである。こうした基準は、有機農業に特有な創造性を刺激すべきものであって、阻害するものであってはならない。

2．草の根組織：　PGS は、関係者すべての積極的組織化に基づいた社会的なダイナミズムの所産とみるべきである。

3．PGS は、小規模農業にふさわしい。なぜなら、この取組みの参加型性格と対等性の構造によって、認証メカニズムはより適正で費用が安くなる。そしてまた、実際、小規模農家の支援を求める消費者を対象とし、そうした消費者が行い、進めるものだからである。

4．その原理と原則は、農家の生活と福祉を高め、有機農業を推進する。

5．文書管理のシステムと手続き：　農家には最小限の文書作成作業が求められるが、それは、有機農家が有機農業をしていることと生産物の有機性保持を示すものであることが求められる。その方法は、PGS によって文書で明らかにされるべきである。

6．定められた基準を農家が遵守していることを検証するメカニズム：　これは、参加と組織化に刺激を与え、すべての関係者に対し永続的な学習過程をもたらす。

7．有機農産物を生産し、有機農家として保証された農家を支えるメカニズム：　それには、現場アドバイザー・会報・農場訪問・ウェブサイトなどがある。

8．PGS は、最低限の文書を持つべきである。たとえば、既存の基準に同意することを示した農家の宣誓書など。

9．有機の地位の証明となるシールやラベル表示をする。

10．基準を遵守しない農家に対しては、あらかじめ明瞭に規定された規則により対処すること。例えば、データベースに記録する、何らかの方法で公開するなど。

３．有機農業の参加型認証制度（PGS）―小規模農家のためのマーケティングと支援
Organic Agriculture and Participatory Guarantee Systems; Marketing and Support for Organic Smallholders

有機農業の参加型認証制度（PGS）
―小規模農家のためのマーケティングと支援―

有機農業は、土壌、生態系、及び人間の健康を持続させる生産システムである。それは、悪影響をもたらす投入物の使用に頼らず、地域の状況に即した生態系の営み、多様性、循環を活用する。有機農業は、伝統と革新と科学を結合して環境との共生をもたらし、公正な関係性を促進し、それに関わるすべての人々の生活の質を向上させる。

「有機農業の原理原則」（訳注・IFOAM は４つの原理原則を有している）に基づいた農業であれば、どのような農業システムでも有機農業とみなしてよい。

ISO 認証のような第三者認証とは別に、「有機」であることの品質を市場で保証する方法

として国際的に認められた「参加型有機認証制度」（PGS）がある。それは世界中で数千人の農家・消費者が使っている。

認証制度を越えて

PGS は有機農業として誰にも認められ、公にされた基準に基づいている。それは、たいていは、「IFOAM 有機生産・加工の基礎基準」に基づき、かつ社会的公正の基準にも言及したものである。農家が常にそれらの基準を守っていると証明するため、組織立った一連の手続きを行う。PGS は、知識と経験を分かち合い、協力して農法を高めてきた生産者グループを支え励ますものである。

透明性と対等性

PGS は、透明で組織だった意思決定手続きを行い、有機農業の保証責任を共有することを目的としている。この有機認証制度は農家・消費者自身によってつくりだされ、農家・消費者の直接参加を励まし、ときにはそれを要請するものである。情報公開と評価システムを通じて、信頼は生まれる。

地域的適正

PGS は、それぞれの地域・地区・文化的環境・市場に特有のものである。輸出中心の第三者認証にくらべて、PGS は管理が楽でコストも安い。

地域経済を支える

PGS は、小規模な生産・加工を活気づけることによって、地域の社会経済・自然環境の状況を改善する手段として役立たせることができる。地域市場では、PGS が小規模農家を助けて、その農産物を「有機」と認めさせる。PGS によって、消費者と小規模農家とのネットワークが高められ、小規模農家は、その生産基盤の拡張に弾みをつけることができる。

第三者認証は、どの状況にもふさわしいとは限らない

- 輸出市場だけに頼る有機農業生産は、世界市場の外的変化から被害を受けやすく、ますます激化する競争にさらされる。
- 開発途上国では、ふつう、国内の有機市場は無限大である。たいていは多品目少量の生産を行なっている小規模農家に対し、PGS は彼らの農産物を販売するメカニズムを提供する。
- 地域の直接販売目的からみれば、主として輸出に適用される第三者有機認証は「行き過ぎ」であり、小規模農家にとってコストがかかりすぎる。

PGS の取組みを支えるために、政治家と地域 NGO・NPO ができること

- 「有機」であることの品質を保証するのに信頼が置け、身近な方法としての PGS を使った有機食品に対して、地域市場を開く手助けをすること。

- 消費者・生産者のグループが PGS に基づいて地域市場に出ていく際に、役所的な文書作成や行政手続きの負担を軽減すること。
- 商品作物に集中した単作農業を避け、地域内の作物多様性を推進・保護する多品目生産に、励ましを与えること。
- 公正な価格と並んで食の安全や食料主権を達成するため、PGS を通して農家が団結し、農家間相互の評価と支援を強化すること。
- 地域農業に人々の目を覚まさせ、都市の市場を地域・地区の農家に開くこと。
- 有機農業システムの本質的部分としての社会的公正の基準と実践の導入を活発化させること。
- 検証可能なシステムの下に「有機」という言葉を使えるよう、法制化の過程で弾力性を認めること。

出典　http://iforam.org　Standards and Certification の Participatory Guarantee System の項
訳　　日本有機農業研究会提携と基準部（2012 年 3 月）